

議案第134号

債権の放棄について（環境局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 債 務 者 | 大阪府寝屋川市木屋元町9番24-203号
峠 義彦 |
| 2 | 債 権 の 内 容 | 給与の過払による返還金に係る債権 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 金660,000円 |
| 4 | 放 棄 の 理 由 | 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため |

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

給与の過払による返還金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。